

市川市地域防災計画（風水害等編） 新旧対照表

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
目次	第1章 第5節	第5節 <u>本市</u> ・市民・事業者の責務 第1 <u>本市</u>	第5節 <u>市</u> ・市民・事業者の責務 第1 <u>市</u>
目次	第1章 第8節	_____	第4 高潮浸水想定
1	防災体制における基本的な用語	表中の「市川市災害ボランティアセンター」の「解説」 <u>メディアパーク市川2階のグリーンスタジオ及び3階の研修室に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。</u>	表中の「市川市災害ボランティアセンター」の「解説」 <u>生涯学習センター内に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。</u>
2	同上	表中の「災害時支援協定市区町村」の「解説」 東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（ <u>5市2区1町</u> ）等の協定がある。	表中の「災害時支援協定市区町村」の「解説」 東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（ <u>6市2区1町1村</u> ）等の協定がある。
9	第1章 第5節	第5節 <u>本市</u> ・市民・事業者の責務 第1 <u>本市</u>	第5節 <u>市</u> ・市民・事業者の責務 第1 <u>市</u>
11	第1章 第6節 第2 千葉県	表中の「機関の名称」 <u>水道局市川水道事務所</u>	表中の「機関の名称」 <u>企業局市川水道事務所</u>
17	第1章 第7節 第3 気象	最近10年間（平成 <u>19</u> 年から平成 <u>28</u> 年まで）の年間平均気温は15.8℃で、月別の最低平均気温は1月の <u>5.9</u> ℃、最高平均気温は8月の <u>27.2</u> ℃でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は約 <u>1,330</u> mmで、平均降水量は、秋に多く、冬に少ない傾向である。	最近10年間（平成 <u>20</u> 年から平成 <u>29</u> 年まで）の年間平均気温は15.8℃で、月別の最低平均気温は1月の <u>5.2</u> ℃、最高平均気温は8月の <u>27.1</u> ℃でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は約 <u>1,310</u> mmで、平均降水量は、秋に多く、冬に少ない傾向である。

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
19	第1章 第8節 第2 江戸川氾濫シミュレーション	1 想定雨量（計画規模） 2 被害想定（計画規模） 3 浸水想定区域（計画規模及び想定最大規模）	1 想定雨量（既往最大規模） 2 被害想定（既往最大規模） 3 浸水想定区域（既往最大規模及び想定最大規模）
19	第1章 第8節 第3 真間川及び内水氾濫シミュレーション	1 想定雨量 2 被害想定 3 浸水想定区域	1 想定雨量（既往最大規模） 2 被害想定（既往最大規模） 3 浸水想定区域（既往最大規模）
20	同上	図の名称 江戸川氾濫（計画規模） 真間川・内水氾濫（計画規模）	図の名称 江戸川氾濫（既往最大規模） 真間川・内水氾濫（既往最大規模）
21 追加	第1章 第8節 第4 高潮浸水想定	記載なし	<p>平成21年4月に国土交通省が公表した既往最大規模の浸水想定区域図では、本市の臨海部の一部が浸水する。 <u>なお、平成30年11月に千葉県が公表した想定最大規模の浸水想定区域図では、本市が広範囲にわたって浸水する。</u> <u>ただし、この浸水想定区域図は、台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したもので、そして、概ね1,000～5,000年に一度の発生頻度であることから、「なんとしても人命を守る」という観点での参考とする。</u></p> <p>1 想定する台風 （1）既往最大規模 <u>台風の中心気圧940hPa、台風の移動速度73km/h（昭和34年9月の伊勢湾台風級）</u></p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
			<p><u>(2) 想定最大規模</u> <u>台風を中心気圧910hPa（昭和9年9月の室戸台風級）、</u> <u>台風の移動速度73km/h（昭和34年9月の伊勢湾台風</u> <u>級）（※さらに河川・海岸施設が破壊される設定）</u></p> <p><u>2 浸水想定区域（図を追加）</u></p>
25	第2章 計画の主旨	<p>表中の「本部」 <u>広報班</u> <u>業務継続班</u></p> <p>表中の「被災生活支援本部」の「主な基本業務」 ・情報システムの維持・強化</p>	<p>表中の「本部」 <u>広報・業務継続班</u> <u>システム・調整班</u></p> <p>表中の「システム・調整班」の「主な基本業務」 ・情報システムの維持・強化</p>
28	第2章 第1節 第2 水害の予防	<p>3 水害に対する情報提供及び知識の普及・啓発（略） (2) 洪水ハザードマップの公表 本市及び千葉県_____は、水害による被害の軽減を 図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、 _____「想定最大規模降雨」に対応した浸 水予想区域を把握する。 （略）</p>	<p>3 水害に対する情報提供及び知識の普及・啓発（略） (2) 洪水ハザードマップの公表 本市及び千葉県、国土交通省は、水害による被害の軽減を 図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「<u>既往</u> <u>最大規模降雨</u>」に加え、「想定最大規模降雨」に対応した浸 水予想区域を把握する。 （略） <u>なお、想定最大規模降雨による浸水想定区域図は、「なんと</u> <u>しても人命を守る」という観点での参考とする。</u></p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
31	第2章 第1節 第4 高潮災害の予防		<p><u>4 高潮に対する情報提供及び知識の普及・啓発（災害対応事務局、被災市街地対応本部）</u></p> <p><u>千葉県は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「想定最大規模降雨」に対応した浸水予想区域を把握する。</u></p> <p><u>また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した洪水ハザードマップを作成・配付するとともに、広報紙、本市公式Webサイト等により地域住民への周知を行う。</u></p> <p><u>なお、想定最大規模降雨による浸水想定区域図は、台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したもの、そして、概ね1,000～5,000年に一度の発生頻度であることから、「なんとしても人命を守る」という観点での参考とする。</u></p>
37	第2章 第2節 第2 協力体制の整備	<p>4 ボランティアとの協力体制の整備（災害対応事務局）</p> <p>(2) 市内ボランティア団体との連携</p> <p>現在、市内に<u>352</u>のボランティア団体が把握されており、そのうち<u>104</u>団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。</p>	<p>4 ボランティアとの協力体制の整備（災害対応事務局）</p> <p>(2) 市内ボランティア団体との連携</p> <p><u>平成31年4月1日</u>現在、市内に<u>360</u>のボランティア団体が把握されており、そのうち<u>96</u>団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
38	第2章 第2節 第3 情報連絡・伝達体制 の整備	1 情報連絡・伝達体制の整備・強化 (災害対応事務局、 <u>広報班</u>) 2 通信施設等の確保 (災害対応事務局、 <u>広報班</u>)	1 情報連絡・伝達体制の整備・強化 (災害対応事務局、 <u>広報・業務継続班、システム・調整 班</u>) 2 通信施設等の確保 (災害対応事務局、 <u>広報・業務継続班</u>)
42	第2章 第2節 第6 避難体制の整備	2 応急避難体制の整備 (略) (1) <u>避難勧告・避難指示 (緊急) 発令のための手順整理</u>	2 応急避難体制の整備 (略) (1) <u>避難勧告等の発令のための手順整理</u>
42	同上	3 避難所の開設及び運営体制の整備 (略) 避難所の開設及び運営を円滑に行えるよう以下の対策を図 るとともに「市川市避難所マニュアル」を作成し、運営体制を確 立する。 <hr/>	3 避難所の開設及び運営体制の整備 (略) 避難所の開設及び運営を円滑に行えるよう以下の対策を図 るとともに「市川市避難所マニュアル」を作成し、運営体制を確 立する。 なお、 <u>夜間に避難勧告等を発令する可能性が高い場合、避 難者が安全に避難するため、大雨になる前に自主避難所を開 設して、避難者を受け入れる体制を整備する。</u>
43	第2章 第2節 第6 避難体制の整備	5 広域避難体制の検討 (災害対応事務局) <hr/>	5 広域避難体制の検討 (災害対応事務局) <u>また、広域避難について、隣接自治体との連携が必要不可欠 であることから、河川管理者である国土交通省及び千葉県 の主導のもと、広域避難の体制について検討を進める。</u>
49	第2章 第2節 第9 生活関連物資等の 確保及び調達体制 の整備	1 飲料水等の確保 (災害対応事務局、被災生活支援本 部、千葉県水道局)	1 飲料水等の確保 (災害対応事務局、被災生活支援本 部、千葉県 <u>企業局</u>)

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
50	同上	<p>3 生活必需品等の確保（略）</p> <p>(2) 生活必需品・資器材の備蓄</p> <p>今後は、女性や妊産婦を含め、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に配慮していく。</p> <p>また、避難所等における備蓄の不足時に備えて、市内14箇所に設置している防災倉庫においても、生活必需品・資器材の一部を備蓄している。</p>	<p>3 生活必需品等の確保（略）</p> <p>(2) 生活必需品・資器材の備蓄</p> <p>今後は、女性や妊産婦を含めて、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に配慮していくため、<u>要配慮者が必要とする最小限の生活必需品について適切な施設への分散備蓄を進める。</u></p> <p>また、避難所等における備蓄の不足時に備えて、市内14箇所に設置している防災倉庫においても、生活必需品・資器材の一部を備蓄していく。</p>
51	同上	<p>7 市川市備蓄計画の策定（災害対応事務局）</p> <p>（略）「避難者」、「帰宅困難者」、「災害対応を行う本市職員」に対して<u>物資を備蓄</u>するため、「市川市備蓄計画」を策定する。</p>	<p>7 市川市備蓄計画の策定（災害対応事務局）</p> <p>（略）「避難者」、「帰宅困難者」、「災害対応を行う本市職員」が必要とする物資について、<u>適切な場所に適量を分散備蓄</u>するため、<u>適宜</u>、「市川市備蓄計画」を見直していく。</p>
54	第2章 第3節 第2 市民・事業者の防災 力強化	<p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>5 防災カルテの活用</u></p> <p><u>地域によって起こり得る災害リスクや被害特性は異なるため、これらの特性を理解したうえで、効果的に防災・減災対策を進めていくことが重要である。そこで、小学校区ごとに作成した防災カルテを活用し、家庭や地域で効率的な対策を促進することで、地域の防災力の向上に努める。</u></p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
62	第3章 第1節 第1 災害対策本部設置 前の体制（水防組 織）	<p>2 第1 配備体制</p> <p>気象警報等が発表された場合等、危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局、（<u>広報班</u> _____ を含む。）、消防本部、被災市街地対応本部を設置する。</p> <p>（略）</p> <p>(1) 編成</p> <p>危機管理監のもと、災害対応事務局（<u>広報班</u> _____ を含む。）、消防本部、被災市街地対応本部より編成する。</p>	<p>2 第1 配備体制</p> <p>気象警報等が発表された場合等、危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局、（<u>広報・業務継続班、システム・調整班</u>を含む。）、消防本部、被災市街地対応本部を設置する。</p> <p>（略）</p> <p>(1) 編成</p> <p>危機管理監のもと、災害対応事務局（<u>広報・業務継続班、システム・調整班</u>を含む。）、消防本部、被災市街地対応本部より編成する。</p>
63	同上	<p>3 第2 配備体制</p> <p>小規模な道路冠水や家屋への浸水等の被害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局（<u>広報班</u> _____、<u>渉外班、業務継続班、学校教育班</u>を含む。）、消防本部、被災生活支援本部（<u>災害班、小学校区防災拠点</u>を含む。）、被災市街地対応本部を設置する。</p> <p>（略）</p> <p>(1) 編成</p> <p>危機管理監のもと、災害対応事務局（<u>広報班</u> _____、<u>渉外班、業務継続班、学校教育班</u>を含む。）、消防本部、被災生活支援本部（<u>災害班、小学校区防災拠点</u>を含む。）、被災市街地対応本部により編成する。</p>	<p>3 第2 配備体制</p> <p>小規模な道路冠水や家屋への浸水等の被害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局（<u>広報・業務継続班、システム・調整班、予算・調査班、渉外班、学校教育班</u>を含む。）、消防本部、被災生活支援本部（<u>災害班、小学校区防災拠点</u>を含む。）、被災市街地対応本部を設置する。</p> <p>（略）</p> <p>(1) 編成</p> <p>危機管理監のもと、災害対応事務局（<u>広報・業務継続班、システム・調整班、予算・調査班、渉外班、学校教育班</u>を含む。）、消防本部、被災生活支援本部（<u>災害班、小学校区防災拠点</u>を含む。）、被災市街地対応本部により編成する。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
66	第3章 第1節 第2 災害対策本部の設 置	表「災害対策本部長」中の 第3順位 <u>危機管理監</u> 第4順位 <u>教育長</u>	表「災害対策本部長」中の 第3順位 <u>教育長</u> 第4順位 <u>危機管理監</u>
66	同上	表「災害班」中の「災害2班」 第1順位 <u>環境部長</u> 第2順位 <u>環境部次長</u>	表「災害班」中の「災害2班」 第1順位 <u>市民部長</u> 第2順位 <u>市民部次長</u>
67	同上	表中の「副本部長」 副市長 <u>危機管理監</u> <u>教育長</u>	表中の「副本部長」 副市長 _____ _____
67	同上	_____	表中の「本部員」 <u>教育長</u> <u>危機管理監</u>
67	同上	表中の「本部員」 <u>清掃部長</u>	表中の「本部員」 <u>情報政策部長</u>
68	同上	表中の「本部会議」の「責任者」 ④ <u>危機管理監</u> ⑤ <u>教育長</u>	表中の「本部会議」の「責任者」 ④ <u>教育長</u> ⑤ <u>危機管理監</u>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
70	同上	<p>表中の「本部・拠点名」</p> <p>_____</p> <p>上記の「責任者」</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>上記の「担当部局」</p> <p>_____</p> <p>上記の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>表中の「本部・拠点名」</p> <p><u>システム・調整班</u></p> <p>上記の「責任者」</p> <p>①情報政策部長</p> <p>②情報政策部次長</p> <p>③情報政策課長</p> <p>上記の「担当部局」</p> <p>●<u>情報政策部</u></p> <p>上記の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <p><u>・応急対策活動に係る情報システムの維持管理に係ること</u></p> <p><u>・災害情報のモニタリング・分析に関すること</u></p> <p><u>・災害対応事務局との総合調整・支援に関すること</u></p>
70	同上	<p>表中の「渉外班」の「責任者」</p> <p>①議会事務局長</p> <p>_____</p>	<p>表中の「渉外班」の「責任者」</p> <p>①議会事務局長</p> <p>②議会事務局次長</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
70	同上	<p>表中の「本部・拠点名」 <u>業務継続班</u></p> <p>上記の「責任者」 ①<u>市民部長</u> ②<u>市民部次長</u> ③<u>地域振興課長</u></p> <p>上記の「担当部局」 ●<u>地域振興課</u></p> <p>上記の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 <u>・業務継続に関すること</u></p>	<p>表中の「本部・拠点名」 _____</p> <p>上記の「責任者」 _____ _____ _____</p> <p>上記の「担当部局」 _____</p> <p>上記の「基本的な役割・業務（所掌事務）」 _____</p>
70	同上	<p>表中の「災害 1 班」の「担当部局」 ●文化振興課 ○スポーツ課 _____</p> <p>○市川駅行政サービスセンター</p>	<p>表中の「災害 1 班」の「担当部局」 ●文化振興課 ○スポーツ課 ○<u>東山魁夷記念館</u> ○市川駅行政サービスセンター</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
70	同上	<p>表中の「災害 2 班」の「責任者」</p> <p><u>①環境部長</u></p> <p><u>②環境部次長</u></p> <p>上記の「担当部局」</p> <p>●<u>環境政策課</u></p> <p>○大柏出張所</p> <p>○<u>東山魁夷記念館</u></p> <p>○会計課</p>	<p>表中の「災害 2 班」の「責任者」</p> <p><u>①市民部長</u></p> <p><u>②市民部次長</u></p> <p>上記の「担当部局」</p> <p>●<u>地域振興課</u></p> <p>○大柏出張所</p> <p>○会計課</p>
70	同上	<p>表中の「災害 4 班」の「担当部局」</p> <p>●子育て支援課</p> <p>○こども福祉課</p> <p>○<u>子ども入園課</u></p>	<p>表中の「災害 4 班」の「担当部局」</p> <p>●子育て支援課</p> <p>○こども福祉課</p> <p>○<u>こども施設入園課</u></p>
70	同上	<p>表中の「災害 5 班」の「担当部局」</p> <p>●<u>観光交流推進課</u></p> <p>○<u>農政課</u></p> <p>○中央図書館</p>	<p>表中の「災害 5 班」の「担当部局」</p> <p>●<u>観光プロモーション課</u></p> <p>○<u>農業振興課</u></p> <p>○中央図書館</p>
71	同上	<p>表中の「医療救護所」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <p>・<u>災害発生の直後に指定施設において開設し、初期の応急医療活動を実施する。</u></p> <p>・<u>医療機関が復旧するまでの期間は、地域の保健・防疫活動の拠点として位置づけられる。</u></p>	<p>表中の「医療救護所」の「基本的な役割・業務（所掌事務）」</p> <p>・<u>必要に応じて、指定する施設において開設する。</u></p> <p>・初期の応急医療活動を実施する。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
73	第3章 第1節 第3 職員の参集・配備	<p>表中の「第 1 配備体制」の「編成」</p> <p>○<u>広報班</u></p> <p>_____</p> <p>表中の「第 2 配備体制」の「編成」</p> <p>○<u>広報班</u></p> <p>○<u>業務継続班</u></p>	<p>表中の「第 1 配備体制」の「編成」</p> <p>○<u>広報・業務継続班</u></p> <p>○<u>システム・調整班</u></p> <p>表中の「第 2 配備体制」の「編成」</p> <p>○<u>広報・業務継続班</u></p> <p>○<u>システム・調整班</u></p> <p>○<u>予算・調査班</u></p>
84	第3章 第2節 第2 被災情報の収集・伝 達	<p>図中の「災害 2 班」の責任者</p> <p><u>環境部長</u></p>	<p>図中の「災害 2 班」の責任者</p> <p><u>市民部長</u></p>
86	同上	<p>5 観測通報</p> <p>(2) 雨量の把握</p> <p>災害対応事務局_____は、(略)、雨量情 報の把握に努めるものとする。</p>	<p>5 観測通報 (<u>被災市街地対応本部、消防本部、災害対 応事務局、システム・調整班</u>)</p> <p>(2) 雨量の把握</p> <p>災害対応事務局<u>及びシステム・調整班</u>は、(略)、雨量情 報の把握に努めるものとする。</p>
87	同上	<p>7 被災情報等の収集・伝達 (災害対応事務局_____ _____)</p>	<p>7 被災情報等の収集・伝達 (災害対応事務局、<u>システム・ 調整班</u>)</p>
89	同上	<p>(4) 市民への被災情報の提供</p> <p><u>広報班</u>_____では、報道機関等を通じて市民に被災情報 を提供する。</p>	<p>(4) 市民への被災情報の提供</p> <p><u>広報・業務継続班</u>は、報道機関等を通じて市民に被災情報 を提供する。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
91	第3章 第2節 第3 広報活動の実施	<p><行動計画></p> <p>1 市民への広報（<u>広報班</u>、被災生活支援本部、災害班、小学校区防災拠点）</p> <p>(1) <u>広報班</u> は、（略）、市民等に対する広報活動を実施する。</p> <p>(2) 災害班及び小学校区防災拠点では、（略）<u>広報班</u> と連携して、各地区で独自の広報活動を実施する。</p> <p>(3) 表の注釈 ジェイコム市川 SNS；本市フェイスブック、ツイッター_____等による広報 _____</p> <p>(6) 被災生活支援本部は、（略）、<u>広報班</u> を通じて帰宅困難者に対して情報を提供する。</p>	<p><行動計画></p> <p>1 市民への広報（<u>広報・業務継続班</u>、被災生活支援本部、災害班、小学校区防災拠点）</p> <p>(1) <u>広報・業務継続班</u>は、（略）、市民等に対する広報活動を実施する。</p> <p>(2) 災害班及び小学校区防災拠点_は、（略）<u>広報・業務継続班</u>と連携して、各地区で独自の広報活動を実施する。</p> <p>(3) 表の注釈 ジェイコム千葉 SNS；本市フェイスブック、ツイッター、<u>LINE</u>等による広報 <u>（LINEは⑤と⑦のみ）</u></p> <p>(6) 被災生活支援本部は、（略）、<u>広報・業務継続班</u>を通じて帰宅困難者に_____情報を提供する。</p>
92	同上	3 報道機関への対応（ <u>広報班</u> ）	3 報道機関への対応（ <u>広報・業務継続班</u> ）
98	第3章 第3節 第2 土砂災害応急対策 の実施	<p>1 前兆現象等の早期把握（災害対応事務局、_____、被災市街地対応本部）</p> <p>(1) 災害対応事務局_____は、気象情報等により、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、必要に応じて被災市街地対応本部及び災害班へ情報提供を行う。</p>	<p>1 前兆現象等の早期把握（災害対応事務局、<u>システム・調整班</u>、被災市街地対応本部）</p> <p>(1) 災害対応事務局及び<u>システム・調整班</u>は、気象情報等により、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、必要に応じて被災市街地対応本部及び災害班へ情報提供を行う。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
101	第3章 第3節 第3 交通規制の実施	<p>3 行徳地域における交通規制（略）</p> <p>(1) 行徳地域では、行徳橋・新行徳橋_____等における緊急車両の通行確保が極めて重要な課題であるため、市内又は周辺に災害が発生し、市長からの要請があった場合には、警察機関は、行徳橋・新行徳橋_____への一般車両の進入を全面的に禁止する。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 江戸川の氾濫及び堤防が決壊した場合、もしくはそのおそれがある場合、早めの避難を行うために必要な行徳橋及び新行徳橋、市川大橋_____を避難用道路として規制することも考慮するとともに、ひとたび堤防が決壊した場合には、行徳橋及び新行徳橋、市川大橋_____の通行は被害を拡大させるおそれがあることから、上流における水位状況や潮位等を十分に考慮し状況に応じた規制を実施する。</p>	<p>3 行徳地域における交通規制（略）</p> <p>(1) 行徳地域では、行徳橋・新行徳橋、<u>国道357号市川大橋、妙典橋</u>における緊急車両の通行確保が極めて重要な課題であるため、市内又は周辺に災害が発生し、市長からの要請があった場合には、警察機関は、行徳橋、新行徳橋、<u>妙典橋</u>への一般車両の進入を全面的に禁止する。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 江戸川の氾濫及び堤防が決壊した場合、もしくはそのおそれがある場合、早めの避難を行うために必要な行徳橋及び新行徳橋、市川大橋、<u>妙典橋</u>を避難用道路として規制することも考慮するとともに、ひとたび堤防が決壊した場合には、行徳橋及び新行徳橋、市川大橋、<u>妙典橋</u>の通行は被害を拡大させるおそれがあることから、上流における水位状況や潮位等を十分に考慮し状況に応じた規制を実施する。</p>
104	第3章 第3節 第4 道路・交通手段の確保	<p>表中の「関係機関」</p> <p><u>行徳・南行徳漁業協同組合</u></p>	<p>表中の「関係機関」</p> <p><u>市川市漁業協同組合</u></p>
106	同上	<p>表中の「水上輸送」の「内容」</p> <p><u>市川市行徳漁業組合及び南行徳漁業組合</u></p>	<p>表中の「水上輸送」の「内容」</p> <p><u>市川市漁業協同組合</u></p>
111	第3章 第3節 第6 応急医療活動の実施	<p>1 医療活動</p> <p>(1) 応急医療体制の確立（医療本部、消防本部）</p> <p>Ⅰ 医療本部は、（略）、<u>広報班_____</u>の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。</p>	<p>1 医療活動</p> <p>(1) 応急医療体制の確立（医療本部、消防本部）</p> <p>Ⅰ 医療本部は、（略）、<u>広報・業務継続班</u>の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
113	同上	<p>2 保健活動（医療本部） 市川健康福祉センターとともに、状況に応じて以下の保健活動を行う。</p> <p>(1) 略 (2) 略 _____</p>	<p>2 保健活動（医療本部） <u>統括保健師が組織横断的な保健福祉活動チームを統制し、市川健康福祉センターと連携し、以下の保健活動を行う。</u></p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) <u>状況に応じて、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を要請し、対応にあたる。</u></p>
119	第3章 第3節 第8 危険区域の立入禁止措置	<p>(2) <u>広報班</u> _____ は、警戒区域が設定されたとき、防災行政無線、広報車、各報道機関への放送要請等により広く住民に周知する。</p>	<p>(2) <u>広報・業務継続班</u>は、警戒区域が設定されたとき、防災行政無線、広報車、各報道機関への放送要請等により広く住民に周知する。</p>
120	第3章 第4節 第1 避難所の開設・運営	<p>2 避難所の開設（_____、被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者）</p> <p>(1) 避難所に指定された施設は、小学校区防災拠点の指示に従って避難者を受け入れ、誘導する。</p> <p>_____</p>	<p>2 避難所の開設（<u>医療本部、被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者</u>）</p> <p>(1) 避難所に指定された施設は、小学校区防災拠点の指示に従って避難者を受け入れ、誘導する。</p> <p><u>なお、夜間に避難勧告等を発令する可能性が高い場合、避難者が安全に避難するため、大雨になる前に自主避難所を開設する。</u></p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
121	同上	<p>(2) 避難者等への情報提供 (被災生活支援本部、<u>広報班</u>)</p> <p>ア 被災生活支援本部は、<u>広報班</u>、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧状況や各種の生活支援情報等の情報提供を随時避難者等に対し行うよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>広報班</u> は、(略)、通訳・翻訳の手段を確保する。</p>	<p>(2) 避難者等への情報提供 (被災生活支援本部、<u>広報・業務継続班</u>)</p> <p>ア 被災生活支援本部は、<u>広報・業務継続班</u>、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧状況や各種の生活支援情報等の情報提供を随時避難者等に対し行うよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>広報・業務継続班</u> は、(略)、通訳・翻訳の手段を確保する。</p>
123	第3章 第4節 第2 要配慮者対策の実 施	<p>3 要配慮者への支援活動(被災生活支援本部)</p> <p>(1) <u>広報班</u> と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。</p>	<p>3 要配慮者への支援活動(被災生活支援本部)</p> <p>(1) <u>広報・業務継続班</u> と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。</p>
124	第3章 第4節 第3 帰宅困難者・滞留者 対策の実施	<p>(1) 一斉帰宅抑制の呼び掛け(被災生活支援本部)</p> <p>台風等により交通機関が停止し、帰宅困難者の発生が予想される場合、<u>広報班</u> の協力を得て、市民、市内の事業者、学校等に対し、(略)、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼び掛けを行う。</p>	<p>(1) 一斉帰宅抑制の呼び掛け(被災生活支援本部)</p> <p>台風等により交通機関が停止し、帰宅困難者の発生が予想される場合、<u>広報・業務継続班</u> の協力を得て、市民、市内の事業者、学校等に対し、(略)、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼び掛けを行う。</p>
125	同上	<p>(5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供 (被災生活支援本部、<u>広報班</u>)</p> <p>ア <u>広報班</u> の協力を得て、風水害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧状況等について、放送機関や本市公式W e b サイト等を活用し、情報提供を行う。</p>	<p>(5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供 (被災生活支援本部、<u>広報・業務継続班</u>)</p> <p>ア <u>広報・業務継続班</u> の協力を得て、風水害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧状況等について、放送機関や本市公式W e b サイト等を活用し、情報提供を行う。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
126	第3章 第4節 第4 水、食糧、物資の供 給	<p>1 応急給水活動（被災生活支援本部、千葉県）</p> <p>(1) 応急給水活動の体系 被災地における応急給水活動は、以下の3つの体系からなる。</p> <p>ア 千葉県水道局による応急給水 （略）</p> <p>ウ 応援給水活動（千葉県水道局、関係機関）</p> <p>(2) 被災当日の給水活動 ア 千葉県水道局による応急給水活動と本市による応急給水は、取水場所が限られており、（略）</p>	<p>1 応急給水活動（被災生活支援本部、千葉県）</p> <p>(1) 応急給水活動の体系 被災地における応急給水活動は、以下の3つの体系からなる。</p> <p>ア 千葉県企業局による応急給水 （略）</p> <p>ウ 応援給水活動（千葉県企業局、関係機関）</p> <p>(2) 被災当日の給水活動 ア 千葉県企業局による応急給水活動と本市による応急給水は、取水場所が限られており、（略）</p>
127	同上	<p>4 救援物資の供給（略）</p> <p>ア 災害対応事務局は、<u>広報班</u>を通じて、報道機関等に協力を依頼して、被災生活で必要なもののリストを公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。（略）</p> <p>ウ 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって__地方卸売市場、使用されていない避難所のほか、協定に基づく施設の活用も検討する。</p>	<p>4 救援物資の供給（略）</p> <p>ア 災害対応事務局は、<u>広報・業務継続班</u>を通じて、報道機関等に協力を依頼して、被災生活で必要なもののリストを公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。（略）</p> <p>ウ 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって<u>市川地方卸売市場</u>、使用されていない避難所のほか、協定に基づく施設の活用も検討する。</p>
131	第3章 第4節 第6 被災地の清掃	<p><基本方針></p> <p>1. 大規模水害が発生した場合、被災住宅等からの粗大ごみ、倒壊家屋等からの廃材、流木等の水害による廃棄物（略）が一時に大量に発生する。</p>	<p><基本方針></p> <p>1. 大規模水害が発生した場合、<u>損壊家屋</u>等からの粗大ごみ、倒壊家屋等からの廃材、流木等の水害による廃棄物（略）が一時に大量に発生する。</p>

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
132	同上	4 し尿の収集・処理（被災市街地対応本部） (2) し尿の収集・処理 ア し尿収集の実施にあたっては「災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定」に基づいて、公益財団法人市川市清掃公社及び市川市浄化槽清掃協力会に依頼する。	4 し尿の収集・処理（被災市街地対応本部） (2) し尿の収集・処理 ア し尿収集の実施にあたっては「災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定書」に基づいて、公益財団法人市川市清掃公社及び市川市浄化槽清掃協力会に依頼する。
133	同上	5 生活ごみの収集・処理 (2) 生活ごみの収集・処理 収集した生活ごみはクリーンセンターに運搬して分別・処理を行うが（略）	5 生活ごみの収集・処理 (2) 生活ごみの収集・処理 収集した生活ごみはクリーンセンターに運搬して分別・処理を行うが（略）
133	同上	6 動物死体の処理（被災市街地対応本部） 被災市街地対応本部は、クリーンセンター犬猫死体焼却場にて、動物死体の処理を行う。	6 ペット等の遺体の処理（被災市街地対応本部） 被災市街地対応本部は、クリーンセンター小動物火葬炉にて、ペット等の遺体の処理を行う。
133	同上	7 水害廃棄物の収集・処理（被災市街地対応本部） (2) 水害廃棄物処理体制 ア 大規模災害が発生した場合、水害廃棄物の量が膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に水害廃棄物処理体制を設立して対応する。	7 水害廃棄物の収集・処理（被災市街地対応本部） (2) 水害廃棄物処理体制 ア 大規模災害が発生した場合、水害廃棄物の量が膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に_____処理体制を設立して対応する。
140	第3章 第5節 第1 公共施設の復旧	表中の「上水道供給施設の復旧作業」の「対応本部・機関」 千葉県水道局	表中の「上水道供給施設の復旧作業」の「対応本部・機関」 千葉県企業局

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
140	同上	表中の「通信施設の復旧作業」の「対応本部・機関」 東日本電信電話株式会社、株式会社N T Tドコモ _____	表中の「通信施設の復旧作業」の「対応本部・機関」 東日本電信電話株式会社、株式会社N T Tドコモ、 <u>KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</u>
141	同上	(4) 復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要が まとまった段階で、被災市街地対応本部は、 <u>広報班</u> _や災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、 市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。	(4) 復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要が まとまった段階で、被災市街地対応本部は、 <u>広報・業務継続</u> <u>班</u> や災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、 市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。
142	同上	5 上水道供給施設の復旧（千葉県 <u>水道局</u> ）	5 上水道供給施設の復旧（千葉県 <u>企業局</u> ）
142	同上	9 通信施設の復旧（東日本電信電話株式会社、株式会 社N T Tドコモ_____）	9 通信施設の復旧（東日本電信電話株式会社、株式会 社N T Tドコモ、 <u>KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</u> ）
149	第4章 第1節 第1 市民生活再建支援	9 生活復旧・再建に関する情報の広報（略） (2) <u>広報班</u> _____の協力を得て、広報活動を行うことと し、（略）、地区レベルでの被災者への情報伝達にも心がけ る。	9 生活復旧・再建に関する情報の広報（略） (2) <u>広報・業務継続班</u> の協力を得て、広報活動を行うことと し、（略）、地区レベルでの被災者への情報伝達にも心がけ る。
154	巻末資料 第1 避難場所・避難所一 覧	No.26 地方卸売市場	No.26 <u>市川</u> 地方卸売市場

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
154	同上	表下の「注釈」 【災害種別の略称】 <u>○地：地震、○津：津波、○高：高潮、</u> <u>○江：江戸川氾濫、○真：内水・真間川氾濫、</u> <u>○土：土砂災害（崖崩れ）</u>	表下の「注釈」 ※1 災害種別の略称 <u>地：地震、津：津波、高：高潮、江：江戸川氾濫、</u> <u>真：内水・真間川氾濫、土：土砂災害（崖崩れ）</u> ※2 避難所の指定 <u>◎：他の避難所より先行して開設される避難所</u> <u>○：避難所</u>
155	同上	No.49 塩浜小学校 No.50 塩浜中学校 No.62 須和田自治会館	No.49 塩浜学園（前期校舎） No.50 塩浜学園（後期校舎） No.62 六所神社
156	同上	表下の「注釈」 【災害種別の略称】 <u>○地：地震、○津：津波、○高：高潮、</u> <u>○江：江戸川氾濫、○真：内水・真間川氾濫、</u> <u>○土：土砂災害（崖崩れ）</u>	表下の「注釈」 ※1 災害種別の略称 <u>地：地震、津：津波、高：高潮、江：江戸川氾濫、</u> <u>真：内水・真間川氾濫、土：土砂災害（崖崩れ）</u> ※2 避難所の指定 <u>◎：他の避難所より先行して開設される避難所</u> <u>○：避難所</u>
157	巻末資料 第2 広域避難場所一覧	No.5 市川4丁目地先から下流の江戸川堤防敷と第一号 <u>江戸川河川敷緑地</u>	No.5 市川4丁目地先から <u>行徳可動堰</u> までの江戸川堤防 敷

ページ	修正箇所	現 行	修 正 後
158	巻末資料 第3 福祉避難所施設一 覧	No.8 _____ 松香園 No.16 身体障害者福祉センター	No.8 ふる里学舎 松香園 No.16 身体障がい者福祉センター
159	巻末資料 第4 応急医療活動拠点	(1) 拠点医療救護所 8箇所の表 (2) 第2次開設医療救護所 7箇所の表	表を削除し、下記の一文を追加。 「上記のほか、被災状況に応じて医療救護所を開設し、初期の応急医療活動を実施する。」
160	巻末資料 第5 浸水想定区域内の 施設一覧（地下街 等）	_____	No.9 ターミナルシティ本八幡アイビス、八幡3-3、店舗 ※ 以下のいずれかに該当する浸水想定区域内の施設で、 不特定多数の物が利用する施設とする。 ア 地下街（延べ面積が1,000㎡以上） イ 地階を有する特定防火対象施設（地階の床面積の 合計5,000㎡以上） ウ 地下鉄駅舎
163	巻末資料 第7 避難勧告等の発令 区分及び伝達方法	表中の「避難準備・高齢者等避難開始」の「発令時の状況」 要配慮者（高齢者、 <u>障害者</u> 、乳幼児、妊婦、外国人等）	表中の「避難準備・高齢者等避難開始」の「発令時の状況」 要配慮者（高齢者、 <u>障がい者</u> 、乳幼児、妊婦、外国人等）
164	同上	表及び図中 _____ <u>ジェイコム市川</u>	<u>LINE</u> <u>ジェイコム千葉</u>